

裁判員制度～まもなく名簿記載通知を発送します！

選任手続の流れ

今年

【10月中旬～下旬】

名簿の作成

【11月中旬】
候補者への通知
調査票の送付

来年以降

【6週間前まで】
選任手続期日のお知らせ
・質問票の送付

【選任手続期日当日】
裁判所での選任手続

裁判員制度は、平成21年5月21日から施行され、平成27年には、6767人の方が裁判員として裁判に参加されています(同期間に判決が言い渡された裁判員裁判は合計1104件です。)

国民の皆さまの積極的な参加により、裁判員制度は円滑に実施されています。裁判員制度は、国民の皆さまのご協力なしには成り立たない制度ですので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

★ 裁判員候補者名簿記載通知について

平成29年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)をお送りします(平成29年1月1日時点で20歳以上の方に限られます。)。この通知は、来年2月ころから平成30年2月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。

なお、この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません(実際に裁判所にお越しいただくことになった場合には、別途お知らせします。)

＜名簿記載通知の発送用封筒＞(H27年11月送付分)

★ 裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

裁判員候補者名簿に登録される人数は、予想される裁判員裁判対象事件の数などによって毎年変動しますが、平成29年の名簿に登録される方の人数は、全国で約23万3600人です(選挙人名簿登録者全体に占める割合は、約456人に1人)。



☆ 調査票について

裁判員候補者名簿に登録された方には、名簿記載通知のほか、調査票をお送りします(平成29年1月1日時点で20歳以上の方に限られます。)

この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためにお送りするものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

・ 調査票でお尋ねすること

調査票では、①裁判員になることができない職業に就いているか、②1年を通じての辞退希望の有無・理由、③月の大半にわたって裁判員となることが困難な特定の月における辞退希望の有無・理由をお尋ねします。

・ 辞退の申出ができる時期について

辞退の申出ができる時期や期間等に何らの制限を設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出ていただくことも、裁判所で行われる選任手続の際に辞退を申し出ていただくことも可能です。

☆ 裁判員裁判に参加された裁判員のご意見・ご感想など

裁判員裁判に参加された裁判員へのアンケートの結果によれば、参加する前は、「あまりやりたくなかった」又は「やりたくなかった」と回答された方が合計48.4%に上っていましたが、参加した後では、合計96.1%の方が「非常によい経験と感じた」又は「よい経験と感じた」と回答されています(平成27年度)。

裁判員制度ウェブサイトでは、裁判員制度の実施状況のほか、各地方裁判所の裁判員裁判の情報、裁判員制度に関するQ&Aなど、様々な情報をお伝えしていますので、ぜひご利用ください。

裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

※ 名簿記載通知や調査票、辞退を申し出ることができる事由などに関する情報はこちらへどうぞ

裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

※ 各地の裁判所のウェブサイトへは、こちらのウェブサイトよりどうぞ
(各地の裁判員裁判の開廷情報も掲載しています。)

1 頁
(調査票は、③頁、④頁にあります)
〒000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
平成27年11月12日
〇〇 〇〇 様
00000193#
000
〇〇地方裁判所

裁判員候補者名簿への記載のお知らせ
このたび、あなたは、抽選の結果に基づいて、当裁判所の裁判員候補者名簿(有効期間平成28年1月1日から同年12月31日まで)に記載されましたので、お知らせいたします。
現段階では、名簿に記載されただけであり、裁判所にお越しいただく必要はありません。
今後、この名簿をもとに、実際の事件ごとに裁判員候補者を選んだ上で、当裁判所においてその候補者の中から裁判員を選ぶ手続を行います。あなたが具体的な事件の裁判員候補者として選ばれて、裁判員を選ぶ手続のため、当裁判所にお越しいただく必要が生じた場合には、別途、事前にお知らせいたします。

お問い合わせは 裁判員候補者専用コールセンター へ
開設期間 平成27年11月13日(金)～平成27年12月12日(土)
受付時間 午前8時30分～午後6時30分(日曜日・祝日は休業)
電 話 0120-***-*** (無料)
※ 携帯電話・PHSからも無料で通話ができます。
※ 一部のIP電話からは、ご利用いただけません。
お手数ですが、***-***-***をご利用ください
(その際、通常の固定電話への通話料がかかります。)

〇〇地方裁判所 刑事訟務部
住所 〒000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
電話 0000-00-0000
FAX 0000-00-0000

(H27年11月送付分)

名簿記載通知